

北九州市の建設業の未来を創るプラットフォーム 設置要綱

（名 称）

第1条 本組織の名称は、「北九州市の建設業の未来を創るプラットフォーム（略称：K-MIRAI-BASE）」（以下「本会」という。）とする。

（目 的）

第2条 本会は、人材確保をはじめとする北九州市の建設業を取り巻く諸課題の解決に向けて、関係団体間のネットワークを強化し、自由な意見交換を通じて対策を共に検討する場を設け、官民連携して取組を推進することをもって、将来にわたり、地域の安全・安心を支える持続可能な建設業の発展に資することを目的とする。

（組 織）

第3条 本会は、北九州市及び前条に定める目的に賛同する北九州市内の業界団体をもって組織する。

2 本会への参加及び退会は、事務局への申し出により、任意に行うことができる。

3 第一項に掲げるもののほか、必要と認める者をオブザーバーとすることができる。

（活動内容）

第4条 本会は、第2条に定める目的のために、以下に掲げる活動を行う。

（1）次世代の担い手確保に向けた建設業の魅力発信に資する事業

（2）中小企業経営及び人材確保・育成等に資する情報共有

（3）業界内の若手技術者相互の交流機会の創出

（4）その他第2条に定める目的を達成するために必要な活動

（事務局）

第5条 本会の事務局は、北九州市技術監理局技術部技術企画課に置く。

（守秘義務）

第6条 本会の構成員は、本会の活動を通じて知り得た非公開の情報について、第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ会員間で合意を得たものについては、この限りではない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、北九州市が別途定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年8月17日から施行する。